

## 【SMBC ダイレクト積立預金『りぼん（提携特典付き）』に関する追加規定】

### 1 【この追加規定の適用範囲等】

この追加規定は、SMBC ダイレクト積立預金『りぼん（提携特典付き）』（以下「りぼん（提携特典付き）」といいます。）について適用します。

### 2 【定義】

(1)りぼん（提携特典付き）とは、当行所定の条件を満たす場合、当行が提携した企業（以下「提携企業」といいます。）が提供する所定の商品・サービス（以下「特典商品」といいます。）を、自動とりまとめ定期預金の解約資金または別途提携企業が定める金額のいずれか低い金額の範囲内で、購入することができる自動とりまとめ定期預金をいいます。

(2)りぼん（提携特典付き）は、インターネットバンキング（SMBC ダイレクト）により、当行所定の方法で、自動とりまとめ定期預金の申込、解約等の手続を行います。また、りぼん（提携特典付き）の自動とりまとめ定期預金については通帳は発行しません。

(3)前記(1)の解約資金とは、自動とりまとめ定期預金における目標日やとりまとめ日における満期自動解約または満期日前の解約、および自動受取機能による受取により解約日中に SMBC ダイレクトの申込代表口座（以下「申込代表口座」といいます。）に入金された元利金の税引後の受け取り合計額をいいます。また特典商品の購入の申込みを行う際、解約日もしくは、満期日の異なる日の解約資金を合算することはできません。

(4)自動とりまとめ定期預金の申込の際に、特典商品を選択するものとし、申込後の特典商品の変更はできません。

### 3 【特典商品の購入の申込み】

(1)当行は、当行および提携企業所定の要件を満たす場合、自動とりまとめ定期預金の解約資金の案内と同時に、特典商品の購入の申込みに関する書類（以下、「特典商品購入用書面」といいます。）を届出住所に送付します。なお、特典商品購入用書面の再発行はできません。届出住所にあてて当行が特典商品購入用書面を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、延着または到達しなかったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(2)預金者は、特典商品購入用書面に従って提携企業所定の方法により、特典商品の購入の申込みを行ってください。その際、当行は、所定の方法により提携

企業が特典商品を提供する際に必要な預金者の情報を提携企業に通知することができます。

(3)特典商品の購入の申込みは、当行もしくは提携企業所定の方法および期間内に行うこととし、当該期間を経過した後は、特典商品の購入の申込みができません。

(4)提携企業は、前記(2)の申込内容を確認した後、預金者がりぼん（提携特典付き）の申込時に契約した口座振替契約に基づいて、預金者の預金口座から特典商品の購入代金の引き落としを当行に依頼します。当行は、当該依頼に基づき、当行所定の手続にて預金者の預金口座から特典商品の購入代金を引き落とします。

(5)預金口座の残高不足等の理由により預金者の預金口座から前記(4)の引き落としができない場合は、当該特典商品の購入ができない場合があります。

(6)預金者は、特典商品に関する紛議は、提携企業との間で解決するものとし、当行は、一切関知しないものとします。

#### 4 【特典商品の購入ができない場合、特典商品の変更等】

(1)りぼん（提携特典付き）の申込後、自動とりまとめ定期預金の解約資金の受取りまでに、SMBC ダイレクトが利用停止になった場合、申込代表口座が解約になった場合、または通帳を発行した場合等は、特典商品の購入ができません。その場合、特典付積立《りぼん》として取り扱い、特典付積立《りぼん》に関する追加規定および関連する諸規定を適用するものとします。

(2)当行は、預金者に事前に通知することなく、りぼん（提携特典付き）の内容および特典商品の追加、変更、廃止ができます。その場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することとし、1か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると当行が認めた場合は、この限りではありません。

(3)この追加規定に定めのない事項に関しては、自動とりまとめ定期預金規定、SMBC ダイレクト利用規定、口座振替規定および関連する諸規定を適用するものとします。

以 上